

麻布M&Aセンター・株式会社叶光(ToKo) 飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/髙田 由加 〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel: 03-5775-1631 Fax: 03-5775-1632

URL: http://www.is-tax.co.jp/

「インボイス制度」については、ToKo ニュースで もたびたびご案内させていただいております。また、 最近、耳にする機会も増えてきているかと思います。 今月は、**「適格請求書発行事業者」でない取引先**から の仕入等は、インボイス制度開始後、具体的にはど う影響するのか説明します。

*説明を簡素化するため、例の状況を簡略化しています。

☆インボイス制度開始前(令和5年9月30日まで)☆

- 例) カルチャーセンターで俳句を教えています。
 - ①カルチャーセンターがお客様から利用料 11,000円(内 1,000円消費税)を受け取ります。
 - ②カルチャーセンターが講師の先生に講師料 8,800 円(内 800 円消費税)を支払います。

カルチャーセンターは以下の消費税を申告・納付します。 200 円=1,000 円 - 800 円

受け取った消費税から支払った消費税を控除

カルチャーセンターの手元には、以下の金額が残ります。 2,000 円=11,000 円 - 8,800 円- 200 円

☆インボイス制度開始後(令和5年10月1日から)☆

- 例) カルチャーセンターで俳句を教えています。講師料の請求 額は変わらないものとします。
 - ①カルチャーセンターがお客様から利用料 11,000 円(内 1,000円消費税)を受け取ります。
 - ②カルチャーセンターが講師の先生に講師料 8,800 円を支 払います。

カルチャーセンターは以下の消費税を申告・納付します。 1,000円=1,000円 - 800円(控除できません) カルチャーセンターの手元には、以下の金額が残ります。 1,200 円=11,000 円 - 8,800 円- 1,000 円

手元に残る金額は、2,000円から1,200円に減ります。 実際には、経過措置・消費税の申告の仕方(原則課 税制度・簡易課税制度)のため影響額は異なります。 国税庁からも下記の動画をはじめ様々な説明サイト が提供されています。

▼基礎知識を学びたい方(動画チャンネル)



https://www.youtube.com/playlist?list =PLu9kixY0fBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc

☆ コラム(飯島のつぶやき) ☆ |目標を立てても継続できないのは?|

目標を立てても継続できないのは、

- ・忙しいから?
- お金がないから?
- 家族の反対があるから?

それよりもっと大きな理由は、本気で「求めてない」 からです。

本気で求めたら言い訳にしているあれもこれも越える パワーが生まれるんです。

「本気になったら、すべて越えてやっている」と言わ れるようになります。

何より、本気でやっている人を見たら、誰でも応援し てくれるし、助けてもくれます。

本気でやっている人は顔つきが違いますよね!

料金のことを言うのは…

「お金を払う」って当たり前のことじゃないですか? みなさん、何かを得るためにはお金を普通払いますよ ね? (他人の財布から出るお金をあてにしている人も いますが…)

無料のものだけで人生を味わう!と決めている人も いるかもしれませんけど、やっぱり、自分が欲しいも のや成果を得るために、ある程度のものを手に入れる のであれば、そこにお金が必要になります。

それは単なる「交換」です。

若い女性が男性から高価なプレゼントをもらったり するのは、「若さ」との「交換」です。(その先に相手 の人はもっと交換して欲しいもの(下心)があったり もしますが(笑))

農家にお金をだしてブドウを買う人、そのブドウ発 酵・熟成させた人にお金を出してワインを買う人、ワ インショップからお金を出してワインを買う人、レス トランで食事をしワインを頼んでお支払いをする人。 交換、交換、交換の連続です。

それを「ただで食べたい」なんておかしいですよね。 「理想の未来を欲しいなら投資するのは当たり前」 だからお金の話は堂々として良いのです。

今月の一言

『人生で大事なのは"何を得たか"ではなく"何を 求めたか"です』

何かを得たことがよい人生の結果じゃない。何かを 求めたことで人は成長できるし「いい人生だ」と胸を 張って言えるのです。

本気で求めたら身体も心も動きます。